

もしもの時の！ お役立ち ハンドブック



宇治田原町福祉課

発行：令和 8 年 8 月

目次

1 高齢者に関する相談窓口	
町内の相談窓口	1
京都府の相談窓口	1
地域包括支援センターとは	2
2 介護保険制度	
介護保険制度 のしくみ	3
介護保険サービス等の流れ	4
要介護認定の流れ	5
介護認定後の流れ	6
3 在宅サービス	7
宇治田原町内の医療機関、介護事業所一覧	8
住環境の改善	9
4 施設サービス	13
5 利用者負担について	15
6 利用者負担の軽減について	
高額介護サービス費	16
高額医療・高額介護合算療養費制度	17
負担限度額認定制度（特定入所者介護サービス費）	18
7 高齢者福祉サービス	
①一般介護予防事業	20
②介護用品購入助成事業	21
③食の自立支援事業	21
④移送サービス事業	22
⑤介護タクシー利用助成事業	22
⑥住環境改善事業	23
⑦緊急通報装置貸与事業	24
⑧家族介護者リフレッシュ事業	24
⑨ふれあい収集	25
⑩福祉用備品貸出事業	25
⑪地域が元気!くらしのサポート事業	26
⑫福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）	27
⑬成年後見制度	27
⑭SOSネットワーク「みんなで見守りうじたわらネット	28

8 認知症について	
認知症とは	29
加齢によるもの忘れと認知症の違い	29
認知症の早期発見・診断・治療の重要性	30
認知症のサイン	30
認知症相談窓口	31
受診する時は	31
受診できる医療機関	32
認知症初期集中支援チーム	33
メモ	34
宇治田原町認知症ケアパス～認知症ケアのながれ～	35

【宇治田原町役場からのお知らせ】

介護保険料の還付詐欺にご注意ください！

介護保険料の還付金が発生していると装い、電話番号や口座番号を聞きだそうとする詐欺が町内でも頻発しています。

介護保険料の還付金については、還付に関するお知らせを郵便で送る前に、電話で口座番号を聞いたり、現金をお預かりすることはありません。

お知らせが届いていないのに還付金に関する電話がかかってきた、など不審に思われることがありましたら、その場ですぐに対応せず、福祉課（☎88-6635）に確認してください。

Ⅰ 高齢者に関する相談窓口

【町内の相談窓口】

高齢者全般や認知症に関すること	宇治田原町地域包括支援センター (役場 福祉課内)	☎88-3719
介護保険のこと	役場 福祉課 介護高齢係	☎88-6635
高齢者の予防接種や各種健(検)診のこと	役場 健康医療課 健康推進係	☎88-6610
国民健康保険、後期高齢者医療保険に関すること	役場 健康医療課 保険医療係	☎88-6610

心配ごと相談 (司法書士相談)	宇治田原町社会福祉協議会	☎88-3294
権利擁護、成年後見に関すること	宇治田原町権利擁護・成年後見支援センター (宇治田原町社会福祉協議会内)	☎88-3294

ひとりで悩みを抱えていませんか？
困ったときはお気軽に相談してください。
相談内容の秘密は守られます。
外部に漏れることはありません。



【京都府の相談窓口】

○高齢者情報相談センター

高齢者やその家族からの相談に応じるとともに、インターネットでの情報提供を行っています。

場 所：京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)2F

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

開設時間：月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時から午後4時半

<http://www.skysodan.com>

☎075-221-1165

宇治田原町地域包括支援センターとは・・・

地域に暮らす高齢者の介護や健康、生活についての相談窓口・訪問等を行っています。町の保健師・社会福祉士・介護支援専門員がお話をお聞きします。

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、地域の関係機関と連携し、生活のサポートを行っています。認知症の人やそのご家族への支援も行っています。

こんなとき、私たちにご相談ください！

権利を守ること

- お金の管理が不安で・・・
- 悪質な訪問販売の被害にあった

介護保険のこと

- 介護保険について知りたい
- 介護保険を申請したい
- 要支援認定者のケアプラン作成



地域のこと

- 近所の一人暮らしの高齢者が心配

健康のこと

- 元気を保つための方法は？
- 食事指導をされたけど方法がわからない

認知症のこと

- 家族が認知症かもしれない
- 介護の方法を知りたい

お問い合わせ・ご相談は
宇治田原町地域包括支援センター
(福祉課内)

宇治田原町立川坂口 18-1

☎ 88-3719

受付時間：8:30～17:15(土日祝日除く)

おたっしや訪問

介護サービスを受けておられない、一人暮らしや高齢者だけの世帯に、年1回保健師が訪問しています。

お変わりがないかの確認と相談を伺います。

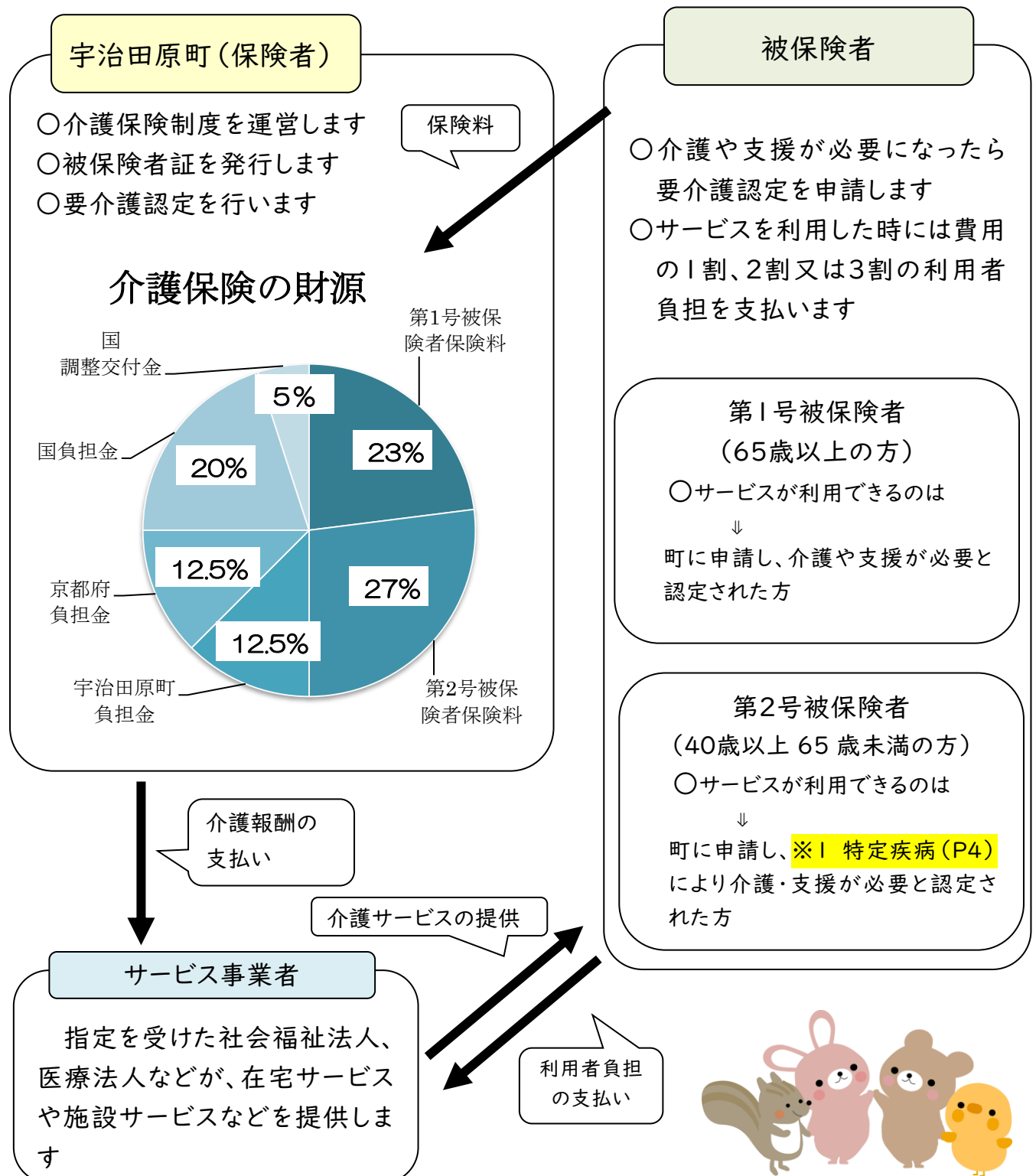
※お聞きしたことは、
外部に漏らすこと
は絶対にありません。
お気軽にご相談ください。



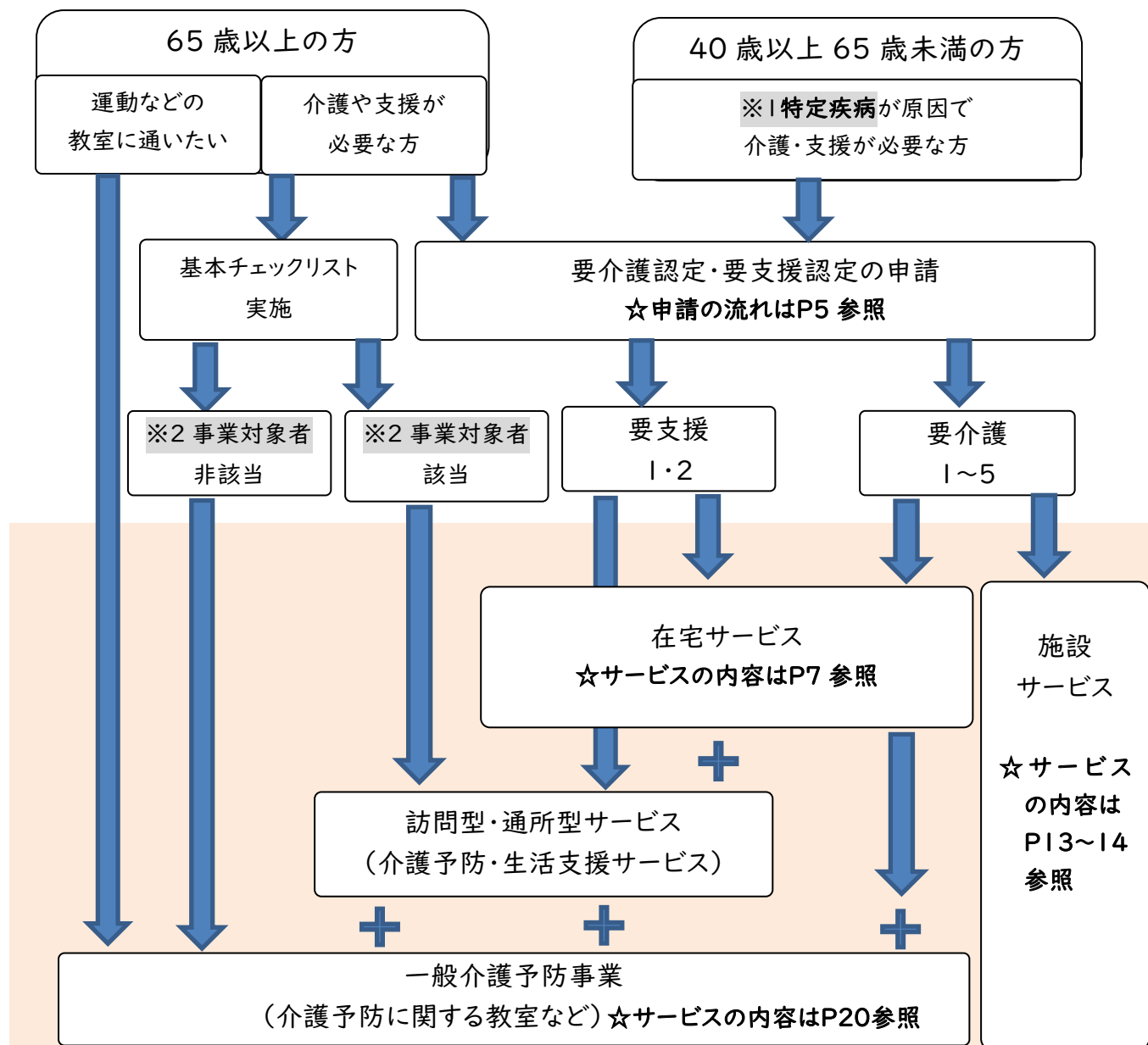
2 介護保険制度

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、町が保険者となって運営しています。40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護や支援が必要になった時にサービスを受けられるしくみとなっています。



介護保険サービス等の流れ



※1 特定疾病とは…加齢にともなって生じる疾病で、以下の16疾病が対象

- がん（末期） ○関節リウマチ ○筋萎縮性側索硬化症 ○後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ○初老期における認知症 ○脊柱管狭窄症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ○脊髄小脳変性症
- 早老症 ○多系統萎縮症 ○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ○閉塞性動脈硬化症 ○慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

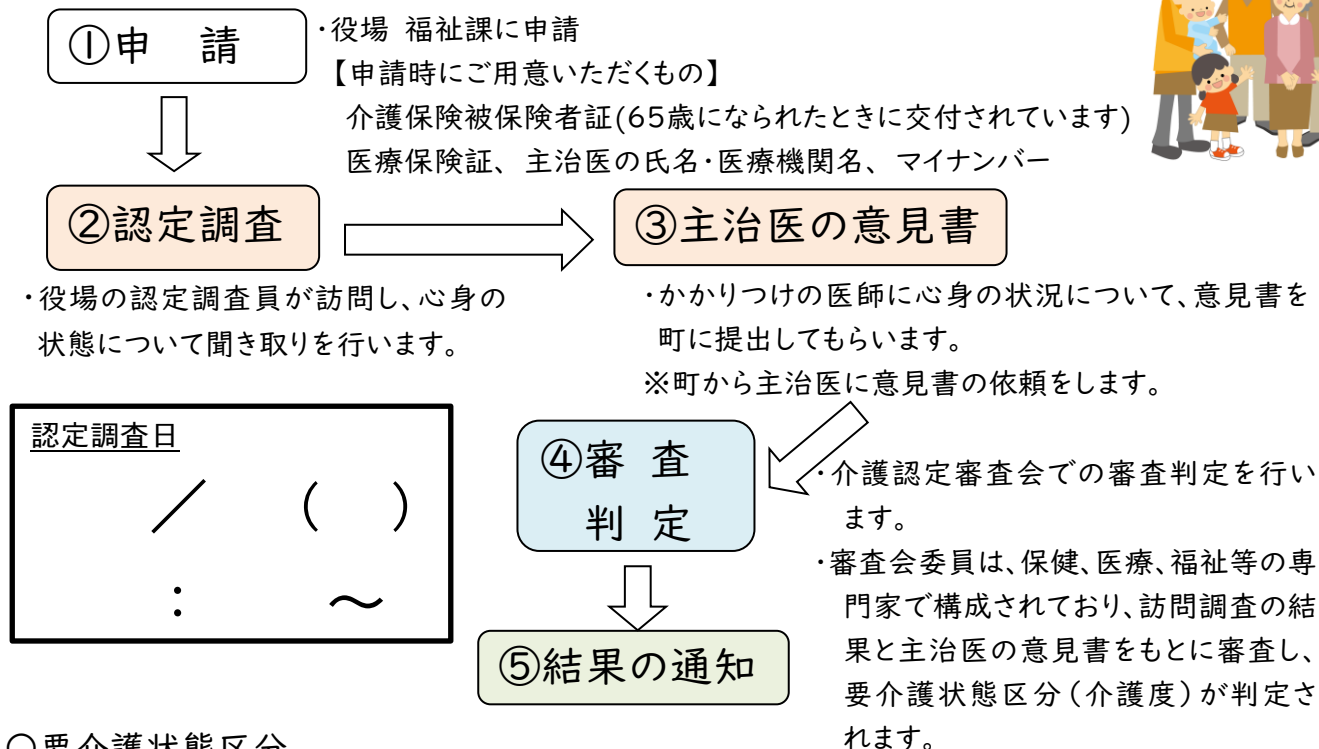
※2 事業対象者とは…基本チェックリストに該当した方で、訪問型サービス・通所型サービスが利用できます。要介護認定を必要としないため、すぐにサービスを利用できます。

要介護認定の流れ

※申請から認定結果が出るまで、約1ヵ月かかります。

介護保険サービスを利用するときは、介護度を決めるための申請を町に行い、介護度（サービスが使える上限額）を決定してから利用します。

〈介護認定の流れ〉



○要介護状態区分

介護度	心身等のイメージ
非該当	介護保険の認定を受けるまでの生活機能の低下は見られない状態。
要支援1	身体状態のために生活機能の一部に若干の低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる状態。
要支援2	身体状態のために生活機能の一部に低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる状態。
要介護1	身の回りの世話に見守りや手助けが必要で、立ち上がりや歩行等で支えが必要な状態。
要介護2	身の回りの世話全般に見守りや手助けが必要で、立ち上がりや歩行等で支えが必要な状態。 排泄や食事で見守りや手助けが必要な状態。
要介護3	身の回りの事や立ち上がりが一人ではできない状態。 排泄等で全般的な介助が必要な状態。
要介護4	日常生活を営む機能がかなり低下しており、全般的な介助が必要な場合が多い状態。問題行動や理解低下も見られる。
要介護5	日常生活を営む機能が著しく低下しており、全般的な介助が必要な状態。多くの問題行動や全般的な理解低下も見られる。

介護認定後の流れ

はじめに、どのような生活を送っていきたいのか、本人・家族などの意向をまとめておきましょう。

■在宅サービスを希望する場合

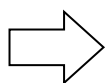
①相談

ケアマネジャーに相談します。

※ケアマネジャーとは、本人・家族の相談窓口となる方です。

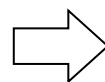
ケアプラン（計画）を立て、サービス事業所等との連絡調整を行います。

要支援1
要支援2の人



宇治田原町地域包括支援センターへ
（役場福祉課内）
☎88-3719

要介護1～5の人



居宅介護支援事業所へ
（町内事業所一覧はP8参照）
※町外の事業所も利用できます。

②ケアプランの作成

ケアマネジャーが、本人・家族の意向をまとめ、ケアプラン（サービス計画書）を作成します。

③サービスの利用開始

ケアプランに沿って、サービスが提供されます。

ケアマネジャー（居宅介護支援事業）を選ぶポイント

- | |
|--|
| ☐ 本人や家族の話を十分に聞いてくれますか？ |
| ☐ わかりやすい説明をしてくれますか？ |
| ☐ ケアプランの変更や苦情に対応してくれますか？ |
| ☐ 介護保険以外の福祉サービスを組み入れてくれますか？ |
| ☐ サービスの利用を押し付けられていませんか？ |



■施設サービスを希望する場合

直接ご希望の施設までご相談ください。施設の入所者の決定は「申込順」ではありません。入所の必要性の高い方から、入所が決定されます。

在宅サービスを利用している方は、担当のケアマネジャーに相談することもできます。

3 在宅サービス

介護

支援

※利用者負担はI割負担額で表記しています。

サービス名	サービス内容	自己負担の目安		備考	町内事業所
		要支援1・2	要介護1～5		
介護 訪問介護 支援 訪問型サービス 事業対象者 (介護予防・生活支援サービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事の準備・買い物・洗濯・掃除などの生活援助や、入浴介助・排せつ介助などの身体介護を行います。	週1回程度 1,176円／月 週2回程度 2,349円／月 上記以上 3,727円(要支援2のみ) ※事業対象者も利用できます	1回あたり 身体介護 387円(30分～1時間未満) 生活援助 179円(20分～45分未満)	宇治田原町の事業所を利用の場合、別途、特別地域加算が適用されます(所定単位数の15%) (※1)	居宅介護支援 サンビレッジ宇治田原 訪問介護ステーション かおり (要介護認定の方のみ利用可) ヘルパーステーション あもーる (要介護認定の方のみ利用可)
介護 通所介護 支援 通所型サービス 事業対象者 (介護予防・生活支援サービス)	デイサービスセンターで、食事・入浴・レクリエーションなどをして、楽しく過ごします。行き帰りの送迎もあります。	1日コース 要支援1 1,798円／月 要支援2 3,621円／月 ※事業対象者も利用できます 半日コース(1回の料金) 要支援1・2 200円／回 入浴加算 25円／回 ※事業対象者も利用できます	基本料金(7時間以上～8時間未満) 通常規模 地域密着型 要介護1 658円 753円 要介護2 777円 890円 要介護3 900円 1,032円 要介護4 1,023円 1,172円 要介護5 1,148円 1,312円	※食事代は別途必要です。 ※利用の施設によって、別途、加算料金が必要な場合があります。	デイサービスセンター サンビレッジ宇治田原 萩の里デイサービス デイサービス ・マドンナ
介護 通所リハビリテーション(デイケア) 支援	病院・診療所・介護老人保健施設などに併設され、日帰りで入浴・食事・レクリエーション、日常生活の自立を助けるためのリハビリをして過ごします。行き帰りの送迎もあります。	1ヶ月単位の定額料金 要支援1 2,053円／月 要支援2 3,999円／月(R6.6～) 要支援1 2,268円／月 要支援2 4,228円／月	基本料金(6時間以上～7時間未満) 通常規模診療所の場合 要介護1 715円 要介護2 850円 要介護3 981円 要介護4 1,137円 要介護5 1,290円	※食事代は別途必要です。 ※利用の施設によって、別途、加算料金が必要な場合があります。	山口医院 デイケアセンター
介護 支援 短期入所生活介護(ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護や支援と、機能訓練などが受けられます。	1日あたりの滞在費 多床室・従来型個室 要支援1 451円 要支援2 561円	1日あたり滞在費 多床室・従来型個室 要介護1 603円 要介護2 672円 要介護3 745円 要介護4 815円 要介護5 884円	※食事代・部屋代の基準費用額 食事代 1,445円(1日につき) 部屋代 915円(多床室/1日につき) 1,231円(従来型個室/1日につき) (※2) ※低所得の方に対して、負担軽減制度があります。詳しくはP18	短期入所生活介護 サンビレッジ宇治田原
介護 支援 短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設などの施設に短期間入所し、医学的な見守り管理の下で、入浴・排せつ・食事等の日常の介護や支援・機能訓練等が受けられます。	1日あたり滞在費 (老人保健施設における場合) 多床室 従来型個室 要支援1 613円 579円 要支援2 774円 726円	1日あたり滞在費 (老人保健施設における場合) 多床室 従来型個室 要介護1 830円 753円 要介護2 880円 801円 要介護3 944円 864円 要介護4 997円 918円 要介護5 1,052円 971円	※食事代・部屋代の基準費用額 食事代 1,445円(1日につき) 部屋代 915円(多床室/1日につき) 1,728円(従来型個室/1日につき) (※3) ※低所得の方に対して、負担軽減制度があります。詳しくはP18	
介護 支援 訪問看護	定期的に看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示にもとづいて、病状の観察や床ずれの処置など、療養上必要な看護を行います。	(30分以上1時間未満) 訪問看護ステーション 794円 病院・診療所 553円	(30分以上1時間未満) 訪問看護ステーション 823円 病院・診療所 574円	(※4)	訪問看護ステーション かおり
介護 支援 訪問リハビリテーション	病院・診療所・介護老人保健施設などの理学療法士が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。	1回(20分) 要支援 298円	1回(20分) 要介護 308円	(※5)	山口医院 訪問リハビリテーション
介護 支援 訪問入浴	自宅の浴槽では入浴が困難な方に対し専門のスタッフ(看護師・介護職員)が移動入浴車で、浴槽を自宅に持ち込み入浴介助を行います。	1回あたり 要支援 856円 要介護 1,266円			

(※1)(※4)(※5)・・・サービス内容・利用時間により、料金が異なります。各種加算が算定される場合があります。
(※2)(※3)・・・施設の種類により滞在費・居室代の設定は異なります。各種加算が算定される場合があります。

宇治田原町内の医療機関、介護事業所一覧



医療機関		電話番号・住所	診療・受付時間							
①	有田医院	☎88-1031 緑苑坂 3-7								
			診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
			9:30～12:15	○	○	－	○	○	※1	－
			※1：第 4 土曜日は○ ※2：毎月 23 日は休診							
②	大東医院	☎88-2041 郷之口上柳原 9-1								
			受付時間	月	火	水	木	金	土	日祝
			9:00～12:00	○	－	○	－	○	○	－
			18:00～20:00	－	○	○	○	－	－	－
③	山口医院	☎88-5889 銘城台 7-1								
			受付時間	月	火	水	木	金	土	日祝
			8:30～12:00	○	○	○	－	○	○	－
			16:30～19:30	○	○	○	－	○	－	－

歯科医院		電話番号	住所
④	神田歯科診療所	☎88-2412	荒木前川原 20-1
⑤	廣岡歯科医院	☎88-4808	岩山丸山 1-34
⑥	中川歯科医院	☎88-5489	銘城台 10-5

○在宅サービス

事業所名		電話番号	住所
居宅介護 支援 (ケアプラン)	⑦ 居宅介護支援サンビレッジ宇治田原	☎88-5784	禅定寺砂川 115-1
	⑧ ケアプランセンターかおり	☎88-6451	郷之口本町 10-1
	⑨ 山口医院ケアプランセンター	☎99-7255	銘城台 7-2
	⑩ 宇治田原町地域包括支援センター (要支援 1・2、事業対象者の方のみ)	☎88-3719	立川坂口 18-1 (役場福祉課内)
訪問 介護	⑦ 訪問介護サンビレッジ宇治田原	☎88-5784	禅定寺砂川 115-1
	⑧ 訪問介護ステーションかおり	☎88-6451	郷之口本町 10-1
	⑬ ヘルパーステーション あもーる	☎66-5220	岩山富ノ門8-2
訪問 看護	⑧ 訪問看護ステーションかおり	☎88-6451	郷之口本町 10-1
通所 介護	⑦ デイサービスセンターサンビレッジ宇治田原	☎88-5311	禅定寺砂川 115-1
	⑪ デイサービス・マドンナ	☎88-3865	銘城台 7-12
	⑫ 萩の里デイサービス	☎88-3968	南中屋 8
通所 リハビリ	⑨ 山口医院デイケアセンター	☎99-7255	銘城台 7-2
訪問 リハビリ	③ 山口医院訪問リハビリテーション	☎99-7255	銘城台 7-1
短期入所 生活介護	⑦ 短期入所生活介護サンビレッジ宇治田原	☎88-5311	禅定寺砂川 115-1

○施設サービス

事業所名		電話番号	住所
特別養護 老人ホーム	⑦ 特別養護老人ホームサンビレッジ宇治田原	☎88-5311	禅定寺砂川 115-1

住環境の改善

介護 支援 福祉用具の貸与(レンタル)

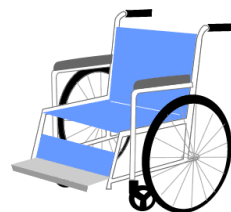
日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸し出しを行います。
使用期間をあらかじめ設定し、定期的にその必要性を見直します。

貸与の対象となる福祉用具

- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 手すり(工事が不要のもの)
- スロープ(工事が不要のもの)
- 車いす ○車いす付属品
- 特殊寝台(介護用電動ベッド)
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知器
- 移動用リフト(つり具を除く)
- 自動排泄処理装置

注意!

これらの福祉用具については要支援1・2及び要介護1の方は原則として対象になりません。
※自動排泄処理装置については、要介護2・3の方も原則として対象になりません。



※利用する場合は、事前にケアマネジャーに相談してください。

▼利用者負担の目安 ※利用者負担は 1割負担 で表記しています。

歩行器	400 円程度
車いす	600 円程度
ベッド	1,500 円程度

★ スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、購入か貸与かを選択できます。

担当のケアマネジャーや福祉用具販売業者によくご相談のうえ、購入か貸与かの判断をお願いします。

【購入の場合】

スロープ	段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有する者であって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る

特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)

入浴や排せつなどに利用する福祉用具を購入した場合に、その費用を支給します。福祉用具貸与(レンタル)対象の商品は、購入の対象になりませんのでご注意ください。

福祉用具の種類	具 体 的 な 器 具
腰 掛 便 座	・和式便器の上に置いて、腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて、高さを補うもの ・電動又はスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ・ポータブルトイレ(便座、バケツなどからなり、居室において利用可能であるもの)
特 殊 尿 器	・尿が自動的に吸引されるもので、居宅要介護者又は介護者が容易に使用できるもの
排泄予測支援機器	・利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、排尿機会を自動で通知するもの(装着のための専用ジェル・シート等の関連消耗品は給付対象から除かれる)
入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入りなどの補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの ・入浴用いす、浴槽内いす ・浴槽用手すり ・浴室内すのこ、浴槽内すのこ ・入浴台(浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽内への出入りのためのもの)
簡 易 浴 槽	・空気式又は折りたたみ式などで、容易に移動できるものであって取水又は排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具部分	

▼利用者負担の目安

購入費用の1割、2割又は3割の負担
(年度内10万円まで保険給付の対象となります。)

※購入費用は販売事業所によって異なります。

※特定福祉用具販売の指定を受けた事業所から購入した物が対象になります。

(指定を受けていないホームセンターなどで購入した物は対象となりません。)

※同一品目の複数購入は原則できませんが、破損や介護の程度が著しく変化し、現在の用具で対応できない場合など、再度購入が可能になる場合もあります。

心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援や、自宅で介護する人の負担軽減のために、住宅改修を行う場合、その費用を支給します。

*対象となる工事

工事の種類	住宅改修の内容と例
手すりの取付け	室内、廊下、玄関などに転倒予防、移動補助のために設置
段差の解消	室内、廊下、玄関などの段差解消（スロープの設置や床のかさ上げなど、取り付け工事をしたもの）
すべり止め	居住部屋の床材の変更、浴室の床の変更など
扉の取替え	引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンへの取替え
便器の取替え	和式から洋式（洗浄、暖房機能を含む）への取替え

▼利用者負担の目安

改修費用の1割、2割又は3割の負担
（20万円まで保険給付の対象となります。）

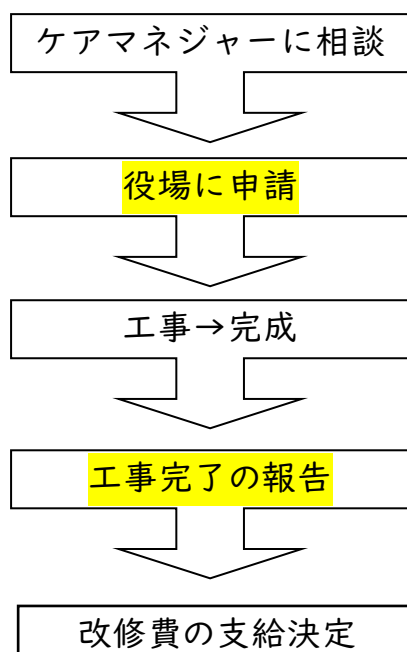
※認定を受けている間は、金額を分けて利用することもできます。

※20万円を超えた費用は自己負担になります。

※介護保険証に記載されている住所地の住宅改修費用が対象となります。

※必ず事前申請を行い、町からの承認後、着工してください。

住宅改修の流れ



※工事業者に指定はありません。

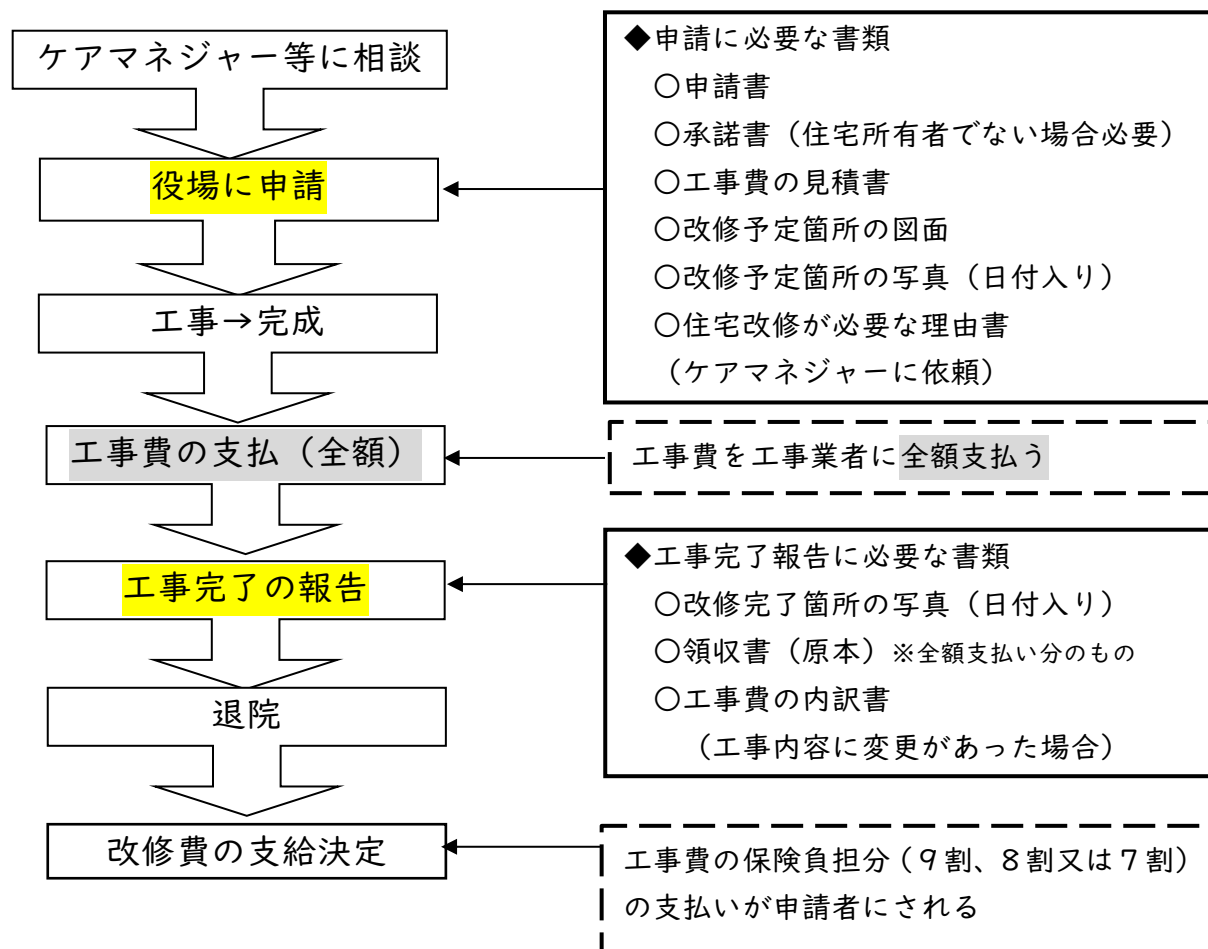
◆申請に必要な書類

- 申請書
- 承諾書（住宅所有者でない場合必要）
- 工事費の見積書
- 改修予定箇所の図面
- 改修予定箇所の写真（日付入り）
- 住宅改修が必要な理由書
（ケアマネジャーに依頼）

◆工事完了報告に必要な書類

- 改修完了箇所の写真（日付入り）
- 領収書（原本）※負担割合分の支払いのもの
- 工事費の内訳書
（工事内容に変更があった場合）

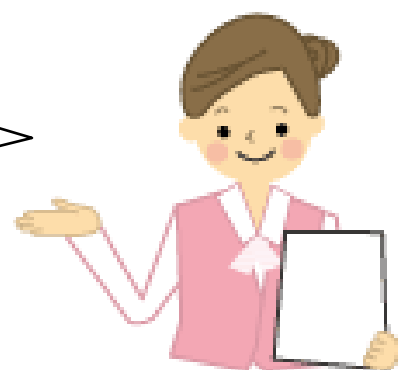
◆入院中の場合◆



※介護保険の住宅改修は、在宅生活を送っている方へのサービスになりますので、以下の注意事項を全てご了承いただいた上で、工事申請を行ってください。

- ①退院の予定が立っている方を対象とします。
- ②入院中の住宅改修費は、一旦全額お支払いいただきます。
退院後に支給決定し、保険負担分をお返しします。
- ③万が一、自宅に戻れなくなった等の場合は、保険給付ができなくなります。

入院中に工事をする際は、費用負担が大きくなりますので、気を付けてください！
工事業者は信頼できる事業所を選びましょう！



4 施設サービス

介護

※要支援１・２の人は利用できません。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活において常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所する施設で、生活上の世話や機能訓練、健康管理などを行います。

◆対象者：原則要介護３～５の人が入所できます。

（要介護１・２の人は、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な人については入所できる場合があります。）

やむを得ない事情とは・・・

- ①認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁にみられること
- ②知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁にみられること
- ③深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④単身世帯などで家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

■１ヶ月（30日）あたりの利用料（多床室）

介護度	１割負担額	食費（基準費用額）	居住費（基準費用額）	合計
要介護１	17,670円	43,350円 (1日あたり 1,445円)	27,450円 (1日あたり 915円)	88,470円
要介護２	19,770円			90,570円
要介護３	21,960円			92,760円
要介護４	24,060円			94,860円
要介護５	26,130円			96,930円

■１ヶ月（30日）あたりの利用料（従来型個室）

介護度	１割負担額	食費（基準費用額）	居住費（基準費用額）	合計
要介護１	17,670円	43,350円 (1日あたり 1,445円)	36,930円 (1日あたり 1,231円)	97,950円
要介護２	19,770円			100,050円
要介護３	21,960円			102,240円
要介護４	24,060円			104,340円
要介護５	26,130円			106,410円

■１ヶ月（30日）あたりの利用料（ユニット個室）

介護度	１割負担額	食費（基準費用額）	居住費（基準費用額）	合計
要介護１	20,100円	43,350円 (1日あたり 1,445円)	61,980円 (1日あたり 2,066円)	125,430円
要介護２	22,200円			127,530円
要介護３	24,450円			129,780円
要介護４	26,580円			131,910円
要介護５	28,650円			133,980円

○介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定期にあり、療養や介護などが必要な人が入所する施設で在宅復帰を目指して、看護、医学的管理のもとでの介護、リハビリテーションなどを行います。

◆対象者：要介護１～５の人

■１ヶ月（30日）あたりの利用料（多床室）

介護度	１割負担額	食費（基準費用額）	居住費（基準費用額）	合計
要介護１	23,790 円	43,350 円 （１日あたり 1,445 円）	12,900 円 （１日あたり 430 円）	80,040 円
要介護２	25,290 円			81,540 円
要介護３	27,240 円			83,490 円
要介護４	28,830 円			85,080 円
要介護５	30,360 円			86,610 円

○介護医療院

長期療養が必要な方に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援などを行います。

◆対象者：要介護１～５の人

■１ヶ月（30日）あたりの利用料（多床室）

介護度	１割負担額	食費（基準費用額）	居住費（基準費用額）	合計
要介護１	24,990 円	43,350 円 （１日あたり 1,445 円）	12,900 円 （１日あたり 430 円）	81,240 円
要介護２	28,290 円			84,540 円
要介護３	35,460 円			91,710 円
要介護４	38,490 円			94,740 円
要介護５	41,250 円			97,500 円

5 利用者負担について

利用者負担は、原則として、サービス費用の1割、2割又は3割です。

○第1号被保険者(65歳以上の方)

利用者負担段階		負担割合
・生活保護受給者 ・住民税非課税の方		1 割
本人の合計所得金額が160万円未満の方		
本人の 合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が 単身世帯：280万円未満 2人以上世帯：合計346万円未満 同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が 単身世帯：280万円以上 2人以上世帯：合計346万円以上	
本人の 合計所得金額が 220万円以上	同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が 単身世帯：280万円以上340万円未満 2人以上世帯：合計346万円以上463万円未満	2 割
	同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が 単身世帯：340万円以上 2人以上世帯：合計463万円以上	3 割

※第2号被保険者の方は、1割負担になります。

※認定を受けられた方へ「介護保険負担割合証」を交付します。

夫婦であっても負担割合が違う場合がありますので、ご確認ください。

合計所得金額とは・・・収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

■在宅サービスを利用したときの利用者負担

在宅サービスでは、介護保険から給付される支給限度額が決められています。支給限度額を超えた分は、全額が利用者の自己負担になります。

介護度	1ヶ月の支給限度額（月額）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

支給限度額の範囲内であれば1割、2割又は3割の負担でサービスを利用できます。

6 利用者負担の軽減について

高額介護サービス費

自己負担額（月額）を世帯で合計した額が、下表の自己負担限度額を超えた場合、申請により、超えた費用が支給されます。

利用者負担段階区分		個人上限額	世帯上限額
生活保護の受給者等		15,000 円	15,000 円
住民税非課税世帯		24,600 円	24,600 円
老齢福祉年金受給者		15,000 円	
合計所得金額及び課税年々金収入額の合計が 82.65万円※1以下の人			
一般（現役並み所得者以外の住民税課税世帯）		44,400 円	44,400 円
現役並み所得者			
住民税課税所得 145 万円（年収約 383 万円） 以上 380 万円（年収約 770 万円）未満		44,400 円	44,400 円
住民税課税所得 380 万円（年収約 770 万円） 以上 690 万円（年収約 1,160 万円）未満		93,000 円	93,000 円
住民税課税所得 690 万円（年収約 1,160 万 円）以上		140,100 円	140,100 円

※1) 令和 8 年 7 月までは 80.9 万円

※対象になる方にはお知らせと支給申請書をお送りしています。

申請は初回のみ行い、それ以降は手続き不要です。

■高額介護サービス費の支給額の計算に含めない費用

- ①福祉用具購入費と住宅改修費の利用者負担分
- ②介護保険施設（ショートステイ利用を含む）での食費・居住費など、保険給付外のサービスにかかった費用

＜申請・お問合せ＞ 役場 福祉課 ☎88-6635

高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内で1年間（計算期間＝8月1日～翌年7月31日）に支払った医療費と、介護サービス費の自己負担額（高額医療費、高額介護サービス費、食費・居住費などは除く）を合計し、下表の自己負担限度額を超えた場合、加入している医療保険の窓口に申請することにより限度額を超えた費用が支給されます。

◆自己負担限度額（年額：8月1日～翌年7月31日）

<70歳以上の人の世帯>

（8月利用分以降）

世帯の区分			自己負担限度額
住民税非課税世帯	低所得者Ⅰ		19万円
	低所得者Ⅱ		31万円
住民税課税世帯	一般世帯		56万円
	現役並み所得者世帯	現役並みⅠ	67万円
		現役並みⅡ	141万円
		現役並みⅢ	212万円

<70歳未満を含む世帯>

世帯の区分	自己負担限度額
住民税非課税	34万円
総所得（基礎控除後）210万円以下	60万円
総所得（基礎控除後）210万円超	67万円
総所得（基礎控除後）600万円超	141万円
総所得（基礎控除後）901万円超	212万円



※所得区分は加入の医療保険の窓口等にご確認ください。

<申請方法>

宇治田原町の国民健康保険や京都府後期高齢者医療保険に加入されている人は、役場 健康医療課（☎88-6610）に申請してください。

その他の社会保険に加入されている人は、加入されている医療保険の窓口等にご確認ください。

負担限度額認定制度（特定入所者介護サービス費）

介護保険施設に入所する場合や短期入所（ショートステイ）を利用する場合に、利用料の利用者負担の他に、食費、居住費（滞在費）、日常生活費については全額利用者負担となります。しかし、収入の少ない方には、施設利用が困難とならないよう、収入に応じ負担限度額が定められています。

負担限度額認定者の要件

- ・住民税非課税世帯であること。
（※同一世帯に属さない配偶者がいる場合、その配偶者が住民税非課税であること。）
- ・預貯金等について基準額以下であること。（預貯金、信託、有価証券、タンス預金など
※基準額は利用者負担段階によって異なります。（下記参照）
課税年金収入の他、非課税年金（遺族年金、障害年金）収入も勘案します。

利用者負担段階	対象者	預貯金等基準額
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	預貯金が 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	住民税非課税世帯で利用者本人の合計所得金額と年金収入（非課税年金含む）の合計額が82.65万円以下の方	預貯金が 単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	住民税非課税世帯で利用者本人の合計所得金額と年金収入（非課税年金含む）の合計額が82.65万円超、120万円以下の方	預貯金が 単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	住民税非課税世帯で利用者本人の合計所得金額と年金収入（非課税年金含む）の合計額が120万円を超える方	預貯金が 単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※第2号被保険者については、預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

▼負担限度額（1日あたり）

	食費		居住費					
			従来型個室		多床室		ユニット型	
	施設入所	短期入所	特養	老健・医療院等	特養	老健・医療院等	個室	個室的多床室
第1段階	300円	300円	380円	550円	0円	0円	880円	550円
第2段階	390円	600円	480円	550円	430円	430円	880円	550円
第3段階①	680円	1,030円	880円	1,370円	430円	430円	1,370円	1,370円
第3段階②	1,360円	1,420円	980円	1,470円	530円	※430円 530円	1,470円	1,470円
対象外	各施設で設定する金額							

※令和8年8月から第3段階②の多床室について

介護老人福祉施設（短期入所生活介護も含む）と、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院（いずれも8㎡/人以上に限る。短期入所療養介護も含む）を利用した場合は530円です。
それ以外の施設は430円です。

※認定を受けるためには、申請が必要です。

※金融機関に照会を行うことがあります。

【申請に必要な書類】

○預貯金等の資産がわかる全ての通帳、有価証券等（配偶者分も必要） ○印鑑

<申請・お問合せ> 役場 福祉課 ☎88-6635

7 高齢者福祉サービス

町内在住の方への、介護保険サービス以外のサービスです。

事業名	内容	申請 お問合せ先	掲載
①一般介護予防事業	介護状態にならないために	役場 福祉課 ☎88-6635	P 20
②介護用品購入助成事業	常時おむつなどを使用しているとき		P 21
③食の自立支援事業	食事の用意ができないとき		P 21
④移送サービス事業	ひとりで公共交通機関を利用できないとき		P 22
⑤介護タクシー利用助成事業	ストレッチャーで移動が必要なとき		P 22
⑥住環境改善事業	家に手すりやスロープを設置したいとき		P 23
⑦緊急通報装置貸与事業	もしもの時、不安を感じるとき		P 24
⑧家族介護者リフレッシュ事業	介護している家族のリフレッシュ		P 24
⑨ふれあい収集	ごみ出しができないとき	役場 農林環境課 ☎88-6639	P 25
⑩福祉用備品貸出事業	車イスなどを貸してほしい	宇治田原町 社会福祉協議会 ☎88-3294	P 25
⑪地域が元気！ くらしのサポート事業	家のちょっとしたことを手伝ってほしいとき		P 26
⑫福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護)	お金の管理に不安を感じたとき		P 27
⑬成年後見制度	ひとりで意思決定したり、契約できないとき		P 27
⑭SOSネットワーク 「みんなで見守りうじたわらネット」	ひとりで外出して戻ってこれないことがあるので心配しているとき	役場 福祉課 ☎88-6635	P 28

① 一般介護予防事業

要支援・要介護状態にならずに健康でいきいきと元気に過ごすとともに、寝たきりや認知症、生活習慣病などを予防するため、介護予防事業を実施しています。

事業名	対象者	内容
元気はつらつ!若返り塾	65歳以上の方	介護予防の運動教室を実施 町内11地区の公民館で 月1回開催 ※毎月町広報紙にて開催日をお知らせしています。
おやじエクササイズ	65歳以上の男性	男性限定介護予防の運動教室を実施 総合文化センターにて 月2回開催 ※毎月町広報紙にて開催日をお知らせしています。
元気アップ教室	要介護認定を受けていない65歳以上の方で、チェックリストに該当した方	介護予防の教室を開催。 やすらぎ荘等にて、 年4回、10回シリーズで開催 ※対象者には個別での案内をしています。 ※ご相談により、自宅から会場までの送迎ができる場合があります。
けんこう 健幸測定会	65歳以上の方	自分を知る機会として、健康に関する測定と講座を実施 総合文化センターにて ※日程は町広報誌にてお知らせします。



② 介護用品購入助成事業

家族や本人の経済的負担の軽減を目的に、介護に必要な用品の購入に要する費用の一部を助成します。

対象者	対象介護用品	助成内容
以下のいずれにも該当する方 ①要介護認定（要支援認定を含む）を受けている住民税非課税の方及びその高齢者を在宅で介護している家族 ②継続して介護用品を使用する必要性のある方、又は要介護４以上の方 ③在宅で使用している方（施設入所、入院中は対象外）	○紙おむつ ○尿取パッド ○ドライシャンプー ○使い捨て手袋 ○清拭剤	１ヶ月につき 購入費の１／３を助成 ただし、上限 5,000 円まで

【申請に必要な書類】

- 領収証（宛名、商品名、値段が記載されたもの）
- 振込を希望される口座の通帳
- 印鑑

※領収証の領収日が１年以内のものが対象となります。

③ 食の自立支援事業

食の自立を支援するため、栄養バランスに配慮した食事を提供するとともに、安否確認や友愛訪問を兼ねた配食サービスを行います。

対象者	利用料	利用内容
65歳以上の方で、一人暮らしの方、高齢者のみの世帯等	１食—500 円 ※翌月に まとめ払い	[昼食] 月曜日～土曜日（祝日実施） [夕食] 木曜日（祝日実施） ・サンビレッジ宇治田原で作られたお弁当を提供します。

※緊急時に対応できるよう、「うじたわら安心のボトル」を設置してください。

※きざみ食、嚥下食、減塩食などに対応します。（事前に状態や希望を聞き取りします。）

※キャンセルは前日の午前中までをお願いします。（☎88-6635：福祉課）

④ 移送サービス事業

社会福祉協議会の移送ボランティアが、移送用車両を使用して利用者の自宅と医療機関などとの間を送迎します。

対象者	利用料	利用時間・回数
以下のいずれかに該当する人 ① 65歳以上の要介護認定3以上の方であって、歩行困難な方 ② 身体障害者手帳 1～3 級（下肢・体幹・視覚・聴覚障がい）各1種の方 ③ 療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方	[片道] 町内—250 円 町外—500 円 （事前にチケットを購入）	月曜日～金曜日 （祝日を除く） 午前9時～午後5時 1週間に1回利用可能

運行範囲：宇治田原町内、宇治市、城陽市、京田辺市、井手町、久御山町

※自力行動可能な場合を除き、可能な限り付添人が必要です。

※入退院にかかわる送迎は対象となりません。

※病院内の介助等はできません。



⑤ 介護タクシー利用助成事業

介護タクシーを利用する際の費用の一部を助成します。

対象者	助成内容
以下のいずれにも該当する方 ① 65歳以上の要介護認定を受けている方で、ストレッチャーを利用しなければ移動が困難な方（※車いすは対象外） ② 障がい者施策である福祉タクシー等利用券（チケット）の交付対象とならない方	利用した費用の 1/2 を助成。 ただし、上限 12,000 円（年間）。

※申請書に介護タクシー利用時の領収証を添付してください。

⑥ 住環境改善事業

住宅改修（手すり取付、段差解消など）を行う場合に費用の一部を助成します。

対象者	対象工事	助成内容
いずれにも該当する方 ①65歳以上の要介護認定を受けていない、前年度住民税非課税世帯の方 ②身体状況から住宅改修が必要な方	○手すりの取付け ○段差の解消 ○すべり止め ○扉の取換え ○和式から洋式便器への取換え ※介護保険での住宅改修に準じます。	工事費の2／3を助成。 ただし、上限16万円。

※工事の前に申請が必要です。必ず工事前に役場にご相談ください。

申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 意見書（地域包括支援センターへ依頼）
- ・ 工事費の見積書
- ・ 工事予定箇所が確認できる図面
- ・ 工事予定箇所が確認できる写真

工事完了後に提出するもの

- ・ 領収証（原本）
- ・ 工事完了箇所が確認できる写真
- ・ 工事費の内訳書
（工事内容に変更があった場合）



⑦ 緊急通報装置貸与事業

緊急時における不安を解消するため、簡単で迅速に緊急連絡を行うことができる機器を貸し出します。

(光回線は設置できない場合があるので事前にご相談ください)

対象者	利用料	利用内容
65歳以上の方で、一人暮らし 及び高齢者のみの世帯	無料 ＊電気代、通話料 は本人負担	緊急 ボタンを押すと、消防署につながります。 相談 ボタンを押すと、サンビレッジ宇治田原の相談窓口につながります。

※緊急時に対応できるよう、「うじたわら安心のボトル」を設置してください。

※申請時に緊急時の連絡先(家族や病院)や住居への進入口を確認します。

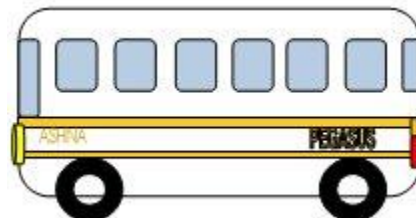
⑧ 家族介護者リフレッシュ事業(家族介護者交流事業)

要介護者を介護している家族が、一時的に介護から解放され心身の元気回復を図るため、また介護者相互の交流を図られるよう交流会などを実施しています。

対象者：自宅で、要介護1～5の認定を受けた家族を介護されている方

実施：年1回(秋ごろ)

※日程は町広報紙にてお知らせします。



⑨ ふれあい収集

家庭から出るごみを収集場所まで運ぶことが困難な場合に、週1回の頻度で一括して収集します。

対象者	利用料	支援内容
本町に在住しており、家庭ごみを収集場所まで運ぶことができない、かつ他の方から支援を受けることができない方であり、次の①②に該当する方のみで構成される独居世帯、または支援の必要な高齢者等世帯 ①要介護認定1以上の方 ②身体障害者手帳1～2級に該当する方	無料 *ごみ排出に必要なペール容器等は本人負担	事前に協議した曜日に、週1回の頻度で家庭ごみを一括して収集します。

※家庭ごみは、町が指定する分別方法で分別してください。

※利用申込み・問い合わせは、役場 農林環境課(88-6639)まで

※審査のため、訪問調査を実施します。利用決定後に支援が開始されます。

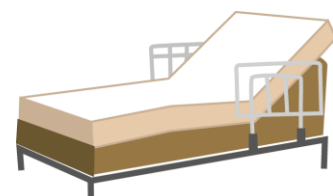
⑩ 福祉用備品貸出事業

介護保険の利用対象とならない方の福祉用備品の貸し出しを行っています。

対象者	利用内容	費用
・病弱及び障がい等により一時的に福祉用備品を必要とする方 ・介護保険等他の制度に該当しない方(要支援1・2、要介護1の方は対象とする)	介護用電動ベッド (付属マットレス含む)	消毒搬入搬出料 8,000 円
	車いす	消毒料 1,500 円

※利用期間は原則1年間。(必要性のある場合は1年間に限り延長可能)

※利用申込みは、宇治田原町社会福祉協議会 ☎88-3294 まで

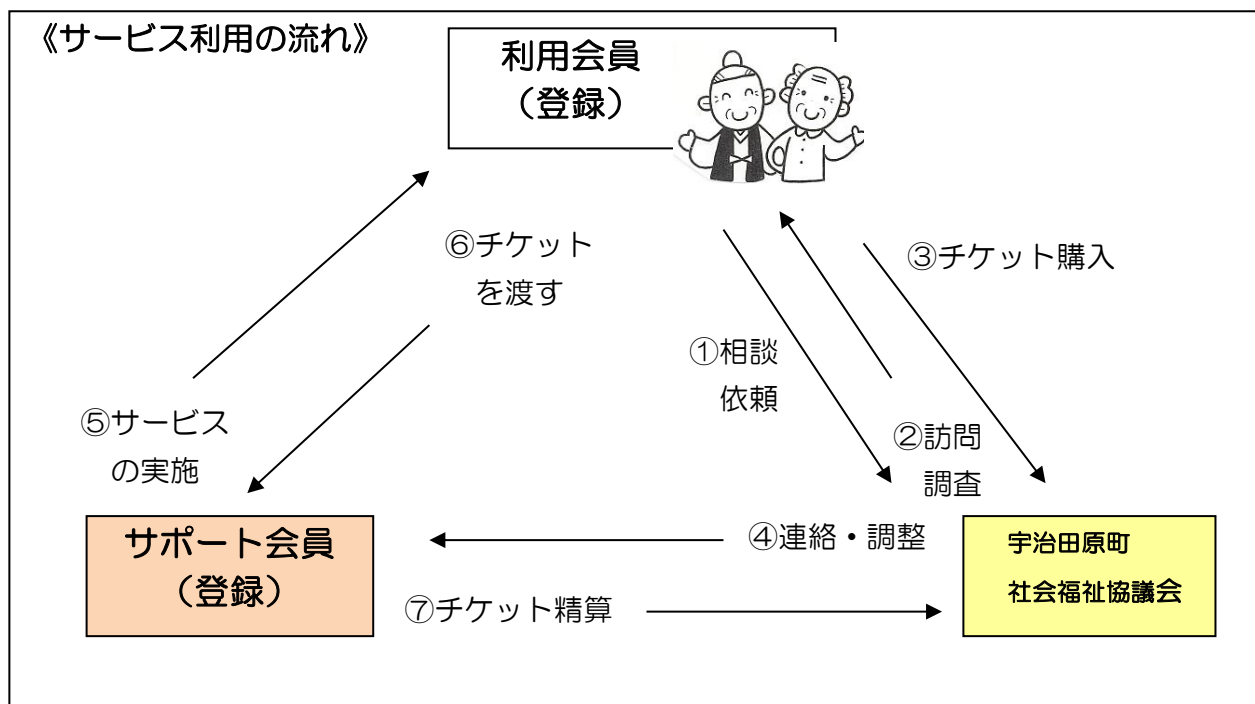


⑪ 地域が元気!くらしのサポート事業

暮らしの中のちょっとした困りごとに対して一人ひとりが「福祉の担い手であり受け手である」という「お互い様」の気持ちを持った人たちが会員となり、有料（実費程度）でサービスを行うものです。

会員	支援内容	利用料
【利用会員】 町内在住で、概ね65歳以上の方、又は障がいのある方で日常生活を営むのに支障があり、公的福祉サービスの利用が困難な方	家事援助サポート ○洗濯・掃除・整理整頓 ○庭木の手入れ ○生活必需品の買い物 など	1 時間700円 （事前にチケットを購入）
【サポート会員】 18歳以上でボランティア意識を持って、家事や簡単な介助やお手伝いができる方	簡単な介助サポート ○食事の介助 ○買い物の介助 ○通院の介助 など	

※利用申込みは、宇治田原町社会福祉協議会 ☎88-3294 まで

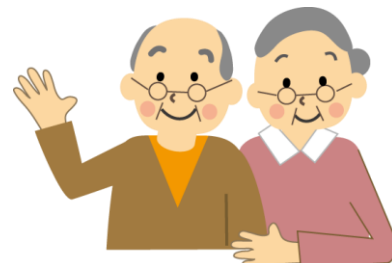


⑫ 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)

福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理の支援を行っています。

対象者	支援内容	利用料
・認知症、もの忘れのある方、知的障がいや精神障がいのある方で福祉サービスを利用するための手続きや、日常的な金銭管理が一人では不安な方 ・この事業の契約及び支援計画の内容について理解できる方	①福祉サービスを利用する手続き、やめる手続き、利用料の支払い支援 ②金銭管理の支援 ＊年金や福祉手当などの受領手続き ＊税金、公共料金、医療費、光熱費、家賃などの支払い ＊日常生活に必要な通帳預かり、預貯金の払い戻し、預入れ、解約の手続き	1 時間 1,000 円 (非課税世帯及び生活保護世帯は無料) ＊支援計画に基づいて支援を行います。

※利用申込みは、宇治田原町社会福祉協議会 ☎88-3294 まで



⑬ 成年後見制度

認知症などにより判断能力の不十分な方を保護・支援するため、本人を代理して契約などの法律行為などを行う成年後見人等の選任を家庭裁判所に申立てることができます。申立て等の相談は権利擁護・成年後見支援センターで相談窓口を設置しています。

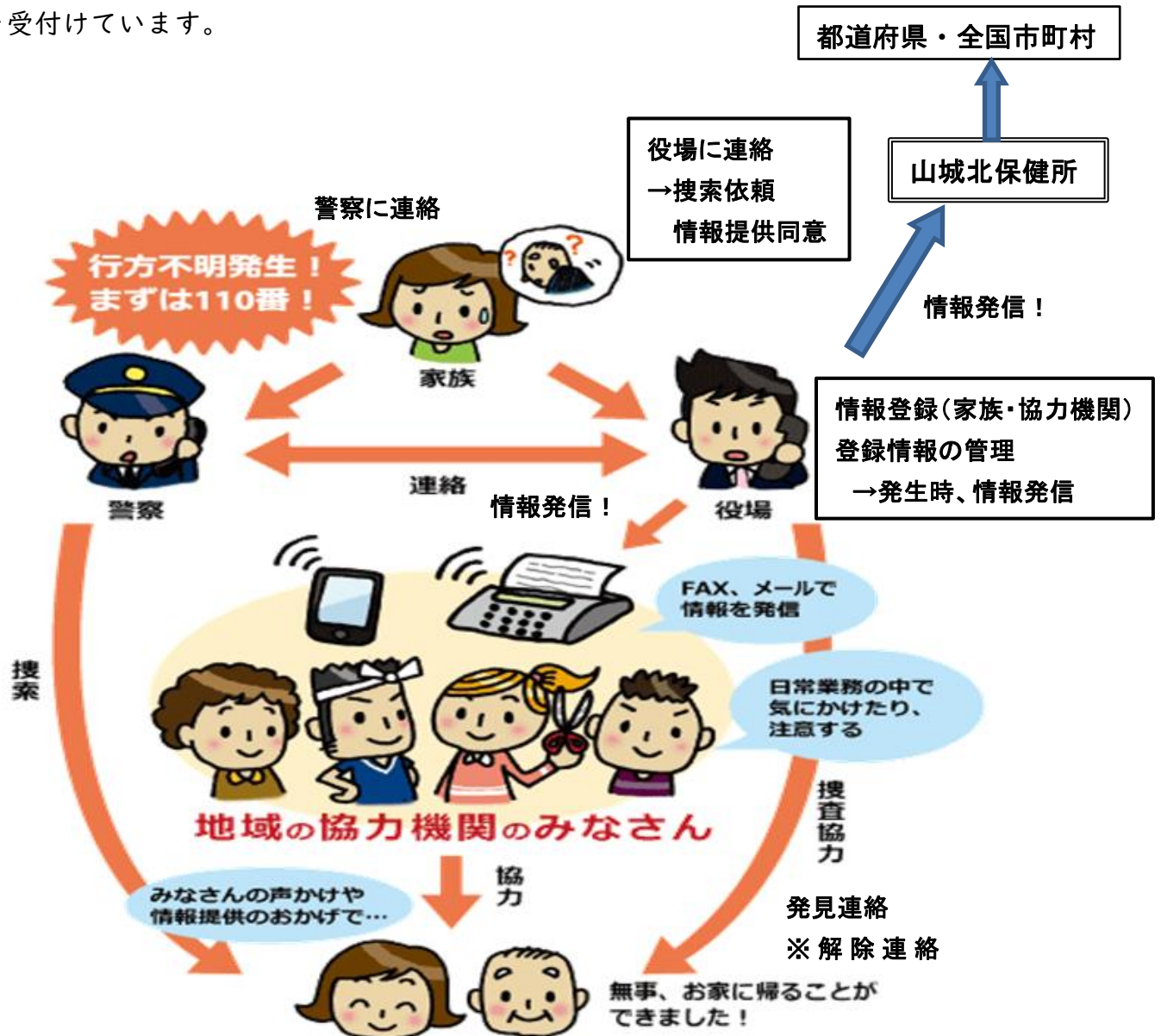
なお、身寄りがないなどの理由で申立てをする人がいない場合は、宇治田原町長が申立てを行うこともできます。また、この町長申立てを行った人のうち、成年後見人等の報酬を支払うことが困難な方に対しては、宇治田原町独自の補助制度があります。

<お問合せ先> 京都家庭裁判所 (制度・申立て ☎075-722-7211)
町役場 福祉課 (町長申立てなど ☎88-6635)
権利擁護・成年後見支援センター (町社会福祉協議会内 ☎88-3294)

⑭ SOSネットワーク「みんなで見守りうじたわらネット」

近年認知症高齢者の増加に伴い、徘徊事案も増加していることから、徘徊高齢者の発見や見守りに関し、警察のみならず、住民が幅広く参加するネットワークの構築を図ります。

協力機関の登録、行方不明の危険性が高い高齢者の事前登録を受付けています。



- ・ 昼間は仕事で留守にするので心配。
- ・ ひとりで出かけて戻ってこないことがある。
- ・ 一人暮らしのご近所の方が心配…。 など

登録に関わらず、
お気軽にご相談ください。

相談・申込先
役場 福祉課
☎88-6635

8 認知症について



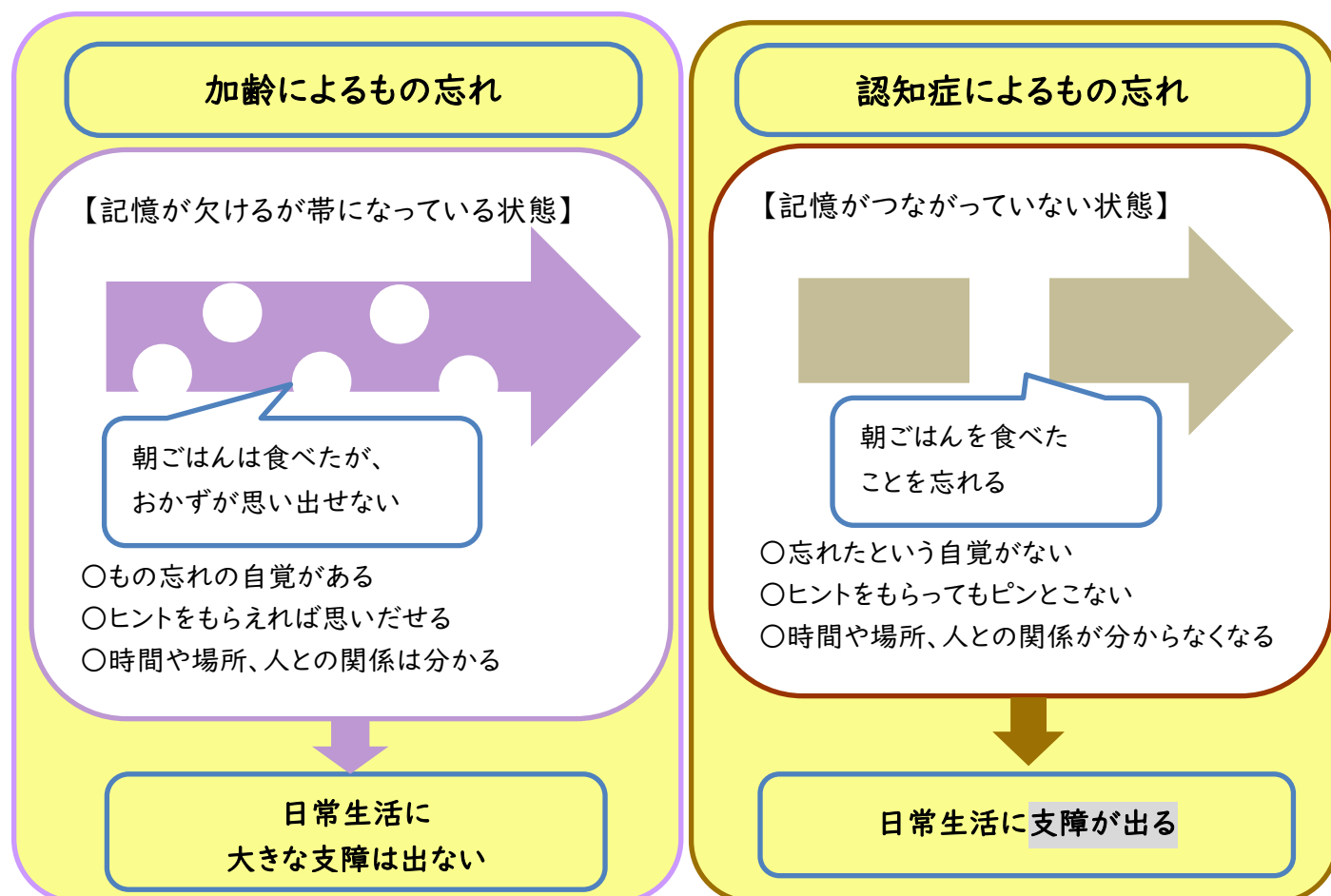
認知症とは

認知症とは、脳の病気など色々な原因で脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなったために、認知機能（情報を分析したり、記憶したり、思い出したりする機能）が低下し、普段の生活に支障をきたす状態をいいます。

認知症の原因によって、症状の現れ方や治療・対応に違いがあります。そのため、「おかしいな」と思ったら早めに受診・診断を受けることが大切です。

加齢によるもの忘れと認知症の違い

年齢を重ねると誰でも忘れっぽくなりますが、「加齢によるもの忘れ」と「認知症によるもの忘れ」とは違います。区別が付きにくいので、「おや？」と思ってもそのままにしがちですが、認知症のサインかもしれません。



※あくまで目安であり、当てはまらない方もいます。

認知症の早期発見・診断・治療の重要性

認知症の早期発見・診断・治療は、他の病気と同じようにとても重要です。

1. 今後の生活のための準備ができます

- 病気の進行に合わせ、介護保険など社会支援をどう受けるかなどを決められます。
→家族で話し合い、本人の希望を聞いておきましょう。
- 車の運転をやめるなど、事故やトラブルを予防できます。

2. 原因がわかることで、治療や対処ができます

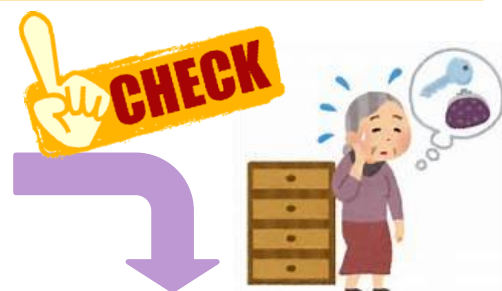
- 認知症は原因により症状の現れ方に特徴があるため、原因を知ることが重要です。
- アルツハイマー型認知症などには進行を抑える薬や幻覚や妄想に対応する向精神薬など、周辺症状を和らげる薬もあります。

3. より早く周囲の支援を受けられます

- 「つけた覚えのない明かりがついている」「机の上の物がなくなる」「初めて聞いたのに『何度も同じことを聞かないで!』と言われる」など、納得できない出来事の原因が認知症にあることがわかるので、周囲とのトラブルを回避する工夫ができます。
- 認知症とわかることで、周囲の人が適切な接し方ができるようになります。

認知症のサイン

- ☐ 趣味や好きなことに興味を示さなくなった
- ☐ いつも「あれがない」「これがない」と探している
- ☐ 冷蔵庫に同じ食材がたくさんある
- ☐ ささいなことで怒りっぽくなった



ひとつでも当てはまる場合は、
相談しましょう！

認知症相談窓口

相談することがまず一歩です。一人や家族で抱え込まずにご相談ください。

宇治田原町地域包括支援センター

役場 1 階の福祉課に設置しています。

認知症介護のアドバイスや医療受診の不安、地域のサポート支援や介護保険のことなど、ご相談ください。**秘密は必ず守られます。**お電話や、ご訪問しての相談もお受けしています。

役場 福祉課内 ☎ 88-3719 月～金 8:30～17:15
(土日・祝日、年末年始を除く)

【その他の相談窓口】※京都府が設置している相談ダイヤルです

■京都府認知症コールセンター

フリーダイヤル ☎0120-294-677

月～金 10:00～15:00

(土日・祝日、年末年始を除く)

■京都府若年性(65歳未満の)認知症コールセンター

フリーダイヤル ☎0120-134-807

月～金 10:00～15:00 (土日・祝日、年末年始を除く)



受診する時は

まずは「かかりつけ医」に相談しましょう。

必要な場合は、専門医療機関への紹介を行い、その後の連携も行っています。

初めての受診をスムーズに進めるには～受診が難しい場合の工夫～

本人が受診の必要性を感じていない場合、受診を拒否したり、家族は本人を傷つけてしまうからと言いだせないこともあるでしょう。

専門医療機関に受診する前に、まずかかりつけ医に相談しましょう。家族が事前に本人の状況や気になる様子を、電話や手紙で伝えておくのも効果的です。受診に同席するのも良いですね。ただし、本人に内容を伏せて、だましたように受診させることは、その後の信頼関係の上で逆効果です。「家族が心配だから受診して」「元気でいてほしいから、悪いところがないか確認しよう」「最近では治るもの忘れもあるので早めに診てもらおう」など納得できる説明を心がけましょう。

認知症かも・・・
不安になったとき

受診できる医療機関

認知症かもしれないと不安になったとき、認知症検査ができる医療機関です。

「もの忘れ外来」として、窓口を開設している場合があります。

R8.7.28 時点

病院名	電話番号	住所・外来受付時間																																
宇治おうばく病院 (認知症疾患医療センター)	☎32-8226 (専用ダイヤル・予約制)	<table><tr><th>診療時間</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日祝</th></tr><tr><td>9:00~12:00</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝	9:00~12:00	○	○	—	○	—	—	—																
		診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝																									
9:00~12:00	○	○	—	○	—	—	—																											
		宇治市五ヶ庄三番割 32-1																																
宇治武田病院 (もの忘れ外来)	☎25-2656 (予約制)	<table><tr><th>診療時間</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日祝</th></tr><tr><td>9:00~12:00</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝	9:00~12:00	—	—	—	—	○	—	—																
		診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝																									
9:00~12:00	—	—	—	—	○	—	—																											
		宇治市宇治里尻 36-26																																
京都認知症 総合センター クリニック	☎25-1110 (予約制)	<table><tr><th>診療時間</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日祝</th></tr><tr><td>9:30~12:30</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>13:30~16:30</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝	9:30~12:30	○	—	○	○	○	○	—	13:30~16:30	○	—	○	○	—	—	—								
		診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝																									
		9:30~12:30	○	—	○	○	○	○	—																									
13:30~16:30	○	—	○	○	—	—	—																											
		宇治市宇治里尻 36-35																																
宇治徳洲会病院 (もの忘れ外来)	☎20-1111 (予約制)	<table><tr><th>診療時間</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日祝</th></tr><tr><td>9:00~</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝	9:00~	—	—	—	—	○	—	—																
		診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝																									
9:00~	—	—	—	—	○	—	—																											
		宇治市槇島町石橋 145																																
洛南病院 (認知症疾患医療センター)	☎32-5960 (予約制)	<table><tr><th>診療時間</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日祝</th></tr><tr><td>完全予約制</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝	完全予約制	○	○	○	○	○	—	—																
		診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝																									
完全予約制	○	○	○	○	○	—	—																											
		宇治市五ヶ庄広岡谷2																																
新田辺診療所	☎64-0617 (予約制)	<table><tr><th>診療時間</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日祝</th></tr><tr><td>9:00~12:00</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>13:00~17:00</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>17:00~20:00</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝	9:00~12:00	○	—	○	○	○	○	—	13:00~17:00	○	—	○	○	○	○	—	17:00~20:00	—	—	○	—	○	—	—
		診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝																									
		9:00~12:00	○	—	○	○	○	○	—																									
		13:00~17:00	○	—	○	○	○	○	—																									
17:00~20:00	—	—	○	—	○	—	—																											
		京田辺市河原受田46-1																																
田辺病院 (もの忘れ外来)	☎62-0817 (予約制)	<table><tr><th>診療時間</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日祝</th></tr><tr><td>13:00~16:00</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝	13:00~16:00	—	○	○	—	—	—	—																
		診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝																									
13:00~16:00	—	○	○	—	—	—	—																											
		京田辺市飯岡南原 55 番地																																
南京都病院 (もの忘れ外来)	☎52-0065 (予約制)	<table><tr><th>受付時間</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日祝</th></tr><tr><td>13:00~14:30</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	受付時間	月	火	水	木	金	土	日祝	13:00~14:30	○	○	○	○	○	—	—																
		受付時間	月	火	水	木	金	土	日祝																									
13:00~14:30	○	○	○	○	○	—	—																											
		城陽市中芦原11																																
京都岡本記念病院 (もの忘れ外来)	☎48-5500 (予約制)	<table><tr><th>診療時間</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日祝</th></tr><tr><td>午前(予約制)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr></table>	診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝	午前(予約制)	○	○	○	—	○	○	—																
		診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝																									
午前(予約制)	○	○	○	—	○	○	—																											
		久御山町佐山西ノ口100																																

※内容は変更している可能性があります。各病院のホームページで最新情報をご確認下さい。

認知症初期集中支援チーム（地域包括支援センター内）

このような様子で
お困りではありませんか？



最近、父親のものの忘れがひどくなったと思う。
何度も同じことを聞くので困っている。
どこに相談したらいいだろう？

認知症は早くお医者さんへ診てもらおうと良いと聞いたけど、おばあちゃんは「絶対行かない!」と言っています。どうしたらいいの？



認知症初期集中支援チームがサポートします。
まずはご相談を！

認知症初期集中支援チームとは

医師を含む、医療・介護の専門職で構成されています。
認知症の人やその疑いのある方、その家族を訪問し、相談に応じます。
病院の受診や介護サービスの利用、認知症に関する情報提供、ご家族への支援など、早期に集中的な支援を行います。

対象となる方

40歳以上で自宅で生活している認知症が疑われる方。

- ・認知症の診断を受けていない
- ・医療や介護のサービスを利用していない
- ・何かしらサービスは利用しているが、認知症の対応に悩んでいる、困っている



<申込み・お問合せ>

役場 福祉課内 地域包括支援センター

☎0774-88-3719

相談は無料
秘密は厳守します

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

宇治田原町認知症ケアパス～認知症ケアのながれ～

認知症の 度合い

認知症の症状は、時間の経過とともに変わっていきます。主な症状をチェックしてみましょう。

気づき

軽 度

中等度

重 度

本人の様子 見られる 症状の例

もの忘れが多少出てきます。
会話の中に「あれ」「それ」などが
多く出てきますが、日常生活は自
立しています。



もの忘れが目立ちはじめ、順序
立てて物事をやり遂げることが
難しくなってきます。

例えば…

- ☐ 約束を忘れてしまうことがある
- ☐ 財布や通帳など大事なものをなくすことがある
- ☐ 置き忘れ、しまい忘れ、探し物が増えた
- ☐ イライラして怒りっぽくなった
- ☐ 料理の味が変わったと言われるようになった

いつ、どこで、何をしたかの出来
事を忘れるようになります。自分
のいる場所の見当がつかなくなる
こともあります。

例えば…

- ☐ 薬の管理ができなくなる
- ☐ 日にち、曜日、季節感がわからにくくなる
- ☐ ガスの消し忘れや、鍋を焦がすことが増えた
- ☐ イライラして怒りっぽくなった
- ☐ 毎日の入浴を忘れることがある

…など

最近の事だけでなく、古い記憶も
曖昧になってきます。身近な人も
忘れてしまうこともあります。

例えば…

- ☐ 近所でも道に迷ってしまう
- ☐ トイレの場所がわからなくなる
- ☐ 家族がわからなくなる
- ☐ 入浴することを嫌がる
- ☐ 食べたことを忘れる
- ☐ トイレの失敗が増えてくる

…など

ご家族や 身近な方へ

- 本人の役割を作りましょう。
- 会う機会を増やしましょう。

- 介護予防教室や町内会、サロンなどに参加し、人との交流を大切にしましょう。



- いつもと違った様子や困ったことがあれば専門機関に相談しましょう。本人が不安に思っていることもあります。

- 認知症という病気や介護について勉強しましょう。対応の仕方によっては症状を悪化させてしまうこともあります。

- ゆっくり短い言葉で伝えるようにしましょう。

- できることに注目し、できないことを責めないようにしましょう。

- 介護に不安を感じるが増えていきます。介護の辛さ、しんどさを一人で抱え込まないように、身近な人や支援者にも理解してもらいましょう。

- 介護に戸惑う出来事が多い時期です。介護の支援者や同じ境遇の方などに相談しましょう。

- 介護保険サービスなどを利用し、負担を軽減しましょう。

- 火の始末や道に迷うなど、思いがけない事故に備え、対策を考えましょう。

- 家族の負担が増えてきます。相談しながら医療や介護サービスを上手に使いましょう。

- 急に体調を崩しやすくなります。不調を訴えることが難しくなるので、様子を観察しましょう。

- 言葉以外のサインを大切にしましょう。背中をさするなどで安心感が生まれます。



どんな時でも、まずは**相談**からはじめましょう。認知症の人を支援する仕組みやサービスは様々です。相談しながらうまく使っていきましょう。

相談する

地域包括支援センター

認知症初期集中支援チーム

ケアマネジャー

認知症の人と家族の会

受診する

かかりつけ医・認知症疾患医療センターなど

通う場所

元気はつらつ!若返り塾
おやじエクササイズ、元気アップ教室

愛茶カフェ（認知症カフェ）

家事や 介護の 手助け

デイサービス・通所リハビリ

ヘルパー・訪問リハビリ・訪問看護・ショートステイ・配食サービス・ふれあい収集

住まいの 環境 入所する

住宅改修・福祉用具の貸与や購入

サービス付高齢者住宅・ケアハウス・有料老人ホーム・特別養護老人ホーム

みまもり

SOSネットワーク「みんなで見守りうじたわらネット」

認知症サポーター・民生児童委員・おたっしや訪問

権利を守る

福祉サービス利用援助事業

成年後見制度